

# 基金情報

No. 123

平成24年4月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金  
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階  
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125  
ホームページ <http://www.glskkn.com>

## 平成23年度・主要事業概況

事 項	3月末数	対前月増減数	事 項	3月末数(累計)
事業所数(件)	226	-1	年金掛金	調定額(円) 1,623,441,312
加入員数(人)	男子 4,318	14		収納額(円) 1,609,950,726
	女子 2,138	-14		収納率 99.17%
	計 6,456	0	事務費掛金調定額(円) 65,533,050	
平均標準給与月額(円)	男子 341,154	458	資産運用	信託資産額(時価) 241億1,294万円
	女子 227,971	1,284		修正総合利回り 0.42%
	計 303,672	979		ベンチマーク差 -1.43%
受給者数(人)	6,322	10	慶弔金の支給件数・金額	85件143万円
平均年金額(円)	518,958	494	年金相談件数	1107件

## 随時改定について ～月額変更届の提出が必要な場合とは？～

厚生年金保険・健康保険・厚生年金基金では保険料(掛金)等を「標準報酬月額」をもとに計算しています。標準報酬月額は資格取得時に決定した後は、毎年7月に全被保険者(加入員)分の見直し(定時決定)が行われますが、昇給降給等で固定的賃金が大幅に変わったときは、この毎年7月の見直しを待たずに標準報酬月額を見直すこととなっています。これを「随時改定」といい、以下の3つの要件全てにあてはまる場合に行われます。随時改定に該当する場合は「月額変更届」のご提出をお願いいたします。

### 《随時改定の要件》

- ① 昇給降給等で固定的賃金に変動があった
- ② 変動月から3ヶ月の間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額と従前の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた
- ③ 3ヶ月とも支払基礎日数が17日以上である

### キーワード ～固定的賃金と非固定的賃金～

固定的賃金とは支給額や支給率が決まっているもののことで、基本給をはじめ通勤手当・家族手当・勤務地手当等があげられます。これに対し非固定的賃金とは残業手当や皆勤手当等の稼働実績等によって支給されるもののことです。

固定的賃金の変動とは昇給や降給のほか、給与体系の変更や日給等の基礎単価の変更等が考えられます。そのため残業手当等の非固定的賃金のみが増減し2等級以上の差が出ても、固定的賃金に変動がなければ随時改定は行えません。

また、固定的賃金は上がったものの非固定的賃金が下がり逆に2等級以上下がった場合や、固定的賃金は下がったが非固定的賃金が増加して逆に2等級以上上がった場合のように、原因と結果が逆になる場合は随時改定の対象外となります。

## 育児休業等終了時改定について ～育児休業等終了時報酬月額変更届とは？～

育児休業等終了日に3歳未満の子を養育している被保険者(加入員)の方が、育児休業等終了後に勤務時間の短縮等で支払われる報酬が低下した場合には、随時改定の要件を満たさなくても標準報酬月額の改定を行うことができます。これを育児休業等終了時改定といい、被保険者(加入員)本人からの申出があった場合には「育児休業等終了時報酬月額変更届」の提出が必要となります。

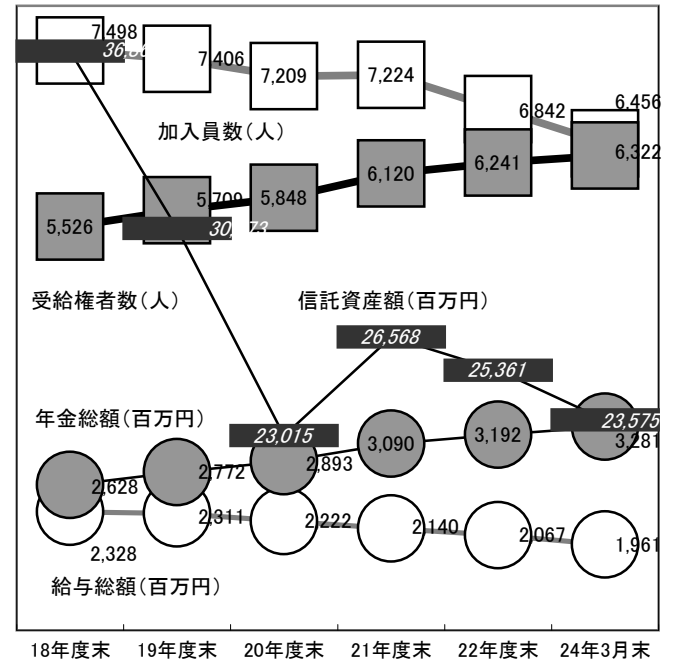
### 《随時改定との違い》

- ① 固定的賃金の変動を伴わなくても改定可能
- ② 従前の標準報酬月額と1等級差であっても改定可能
- ③ 支払基礎日数は3ヶ月とも17日以上必要ではなく、育児休業等終了日の翌日の属する月から3ヶ月間のうち、支払基礎日数が17日以上ある月の報酬の平均額をもとに改定  
※3ヶ月間とも支払基礎日数17日未満の場合は育児休業等終了時改定の対象外

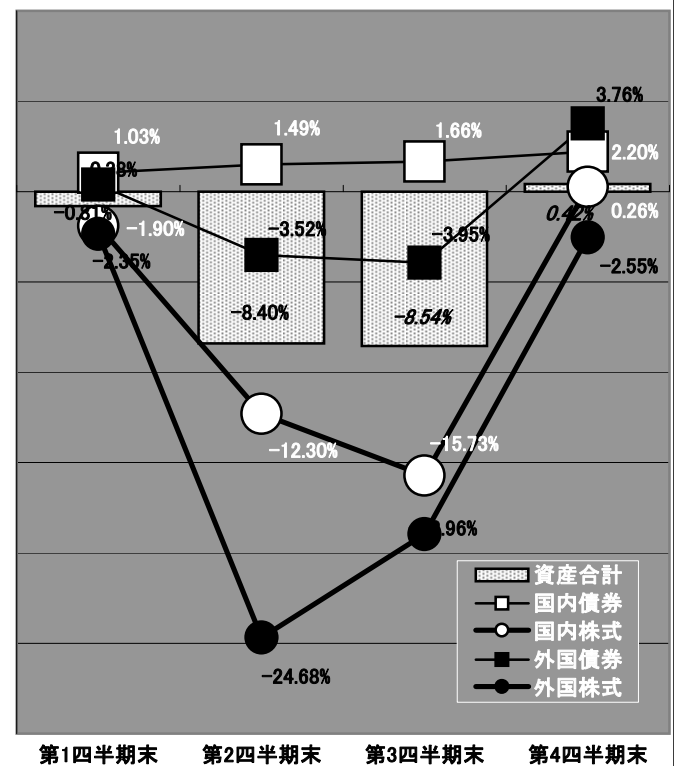
### ◆注意点◆

この場合の「育児休業等」とは育児・介護休業法による育児休業または育児休業に準ずる制度による休業のことで、育児休業等を取得せずに復職された方の場合、育児休業等終了時改定の対象にはなりません。

### 主要事業の推移



### 年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成23年度>



#### 【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

#### 【給付金額】

- ◇ 弔慰金 (遺族へ支給)
  - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
  - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)
  - 加入期間 3年以上・・・1万円

#### 【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求(請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

#### 【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

**\* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください**

### 年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。(将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。)

### 年金相談についてのお願ひ

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護の目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

### 掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。  
 <口座振替銀行>  
 みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決済サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

**\* 4月分の掛金納入期限は、平成24年5月31日となりますので、ご協力お願いいたします。**

### 設立事業所の異動(規約変更関係等)・3月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
削除事業所	日本電子光学工業(株)	閉鎖	H24.3.16

#### 【お願ひ】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮の方願ひいたします  
**ホームページでもご覧いただけます**  
 当「基金情報」をホームページに掲載しています  
 創刊号から直近号までご覧いただけます  
 加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください  
<http://www.glskkn.com>

### 5月の予定

15日 告知書(4月分)発送

**※5月分の適用関係書類の切は6月7日です。**